

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山井和則君。

○山井委員 三十分間質問をさせていただきます。

きょうは、残業代ゼロ法案、労働基準法改正法案について質問させていただきたいと思いますが、その前に、冒頭に、漏れた年金問題を一つ質問させていただきたいと思います。

といいますのは、これは、検証委員会が八月の中旬に中間報告を発表するということを言っておられます。ついでには、日本年金機構も独自に調査委員会を数回開いておられまして、日本年金機構が当事者なわけですね、その当事者の、調査委員会を何度か開いた原因究明等々の結果報告をされるということになっております。

そこでお伺いしたいのは、当然、検証委員会が中間報告をする八月中旬よりも前に当事者から調査結果というものが出るべきだと考えますし、常識的に考えたらそうでしょう。外部の検証よりも当事者の調査結果が先に出る、これはもう当たり前の話だと私は思います。ところが、なぜか厚生労働省はそのことを日本年金機構に指導してくださらないんですね。

監督官庁として、検証委員会の中間報告よりも前に日本年金機構の調査委員会の結果報告をするようにぜひ指導していただきたいということと、ついでには、日本年金機構の調査報告というのはいつごろ発表になるんでしょうか。塩崎大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 今先生御指摘の日本年金機構自身の調査委員会、これは六月四日に設置をされて、今回の事案の原因究明、そして再発防止策を取りまとめるように、現在、関係者へのヒアリングやその内容の検証を行っているというふうに報告を受けております。

その取りまとめに当たりましては、しっかりとした調査に基づいて、今回の事案への対応のどの過程に問題があったのか、その原因はどのようなものなのかということなどについて、みずから十分に検証する必要があるというふうに考えております。

私ども厚労省としては、八月の中旬くらいという検証委員会の中間報告のスケジュールを踏まえて、できる限り速やかにしっかりとした報告をまとめるように機構に対して指示をしているわけでありまして、検証委員会の中間報告がこの中旬ということでございますけれども、機構の調査委員会においても、今回の事案の当事者として、何らかの取りまとめがその前に行われるということが自然ではないかと考えているわけで、できる限り速やかに報告を取りまとめるようにということで機構に対して指示をしているところでございます。

○山井委員 今、大臣から、検証委員会の報告の前に、調査委員会は、当事者として日本年金機構は発表すべきだという答弁がありました。

塩崎大臣、その指示はいつ日本年金機構にされましたか。

○塩崎国務大臣 先ほど私は、指示をしたとは申し上げておりませんが、この中間報告の前に自身の、機構の調査委員会が出すというのが自然じゃないかということをお伝えしているということでございますので、当然のことながら、機構は私のその考え方を踏まえて応じてくるものだというふうに私は思っております。

○山井委員 そうしたら、その自然じゃないかということをお伝えしたのはいつですか。

というのは、今まで私たちも何度もやりとりしてきましたが、今までは、前に出るのが自然だなんという話は聞いたことがないんです、厚生労働省から、申しわけないけれども。今初めて聞きましたので、いつそのことを年金機構に伝えられましたか。

○塩崎国務大臣 私が指示をしているのは、できる限り速やかに報告を取りまとめるようにということをおっしゃっているわけで、私の考え方としては、検証委員会の、我々は第一次報告書と呼ぼうと思っておりますが、その前に出してくるというのが自然ではないかと考えているということでございますので、年金局にそのような考えをお伝えしておりますから、そのような形で伝わっているものだというふうに理解しております。

○山井委員 本当にいいかげんな話ですね、何か、間接的に伝わっているんじゃないかとか。本当にこの検証をやる気があるのかと疑わざるを得ない。なぜ、これだけ漏れた年金の問題が深刻になっているのに、監督官庁と

しての指導義務を果たさないのか。何か、伝わっているんじゃないかと思えますとかですね。指示したらいいじゃないですか、塩崎大臣。

それとも一つお聞きしたいんですけども、そうしたら、塩崎大臣の意向というのは、例えば八月十五日に検証結果が出るのであれば、八月十四日、一日前に機構の調査委員会の発表が出てもいいという、とにかく前だったらいいということなんですか。

私なんかが思いますのは、やはり当事者の調査委員会の報告を見て、検証委員会も、ああ、こういうことだったのかとって検証報告を書く部分もあると思いますから、一日、二日前とかそういう次元じゃなくて、多少、一週間とか、前であるのが私はおっしゃるように自然だと思んですが、大臣の自然という意味は、一日前であつたら自然だということなのか、やはり一週間ぐらいの、きっちり検証委員会が検証できるインターバルが必要だと思われるのか、塩崎大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣 まず第一に、繰り返し申し上げた方がいいなと思っているのは、年金は漏れておりません。漏れたのは年金の情報であります、残念なことではあります。それが第一点です。

第二点は、恐らく行政のスタイルの違いが少しあるのかなということ、今回の重大な情報流出を踏まえて、私たちはみずからも検証委員会を設けて、機構もみずから反省をして、徹底究明を、原因についても、そして再発防止についても行おうというふうに、そのように水を向けてきたわけで、当然そういう形でやるということで私たちも理解をしているわけで、そして、できる限り速やかにと言いながら、もちろん中身がいいかげんであつたら困るわけですから、徹底的な検証をする。

そして、しかし、できる限り速やかにであり、また、第三者委員会の第一次報告書が中旬に出てきそうだとということで、これも明確なことは甲斐中委員長がお決めになることでもありますから、そこら辺は、しっかりと事の重大性を踏まえて水島理事長が適切に判断をしていくものだというふうに思っていますし、私の考えは十分理解をしてもらっているというふうに私は理解しております。

○山井委員 委員長にお願いしたいんですが、これは非常に深刻な問題で、百一万人の方の年金情報が漏れた。さらに、年金は漏れていないと塩崎大臣はおっしゃいますが、既に今日まで十億円この費用がかかっております。そして、この十億円は恐らく年金保険料から使われる可能性が高い。ということは、年金給付が十億円減るんです。残念ながら、年金給付が減ってしまうんです。十億円なり、今後、二十億、三十億、五十億にふえるかもしれませんが、そういう意味では、年金が減っていくのは事実です、情報だけじゃなくて。そのことは申し上げたいと思います。

それで、ぜひ、年金機構の調査報告、そして検証委員会の中間報告が出たら、この衆議院厚生労働委員会で集中審議を行っていただきたいと思えます。理事会で諮っていただきたいと思えます。

渡辺委員長、よろしく申し上げます。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○山井委員 それでは、残業代ゼロ法案に入らせていただきます。

何か、きのう、きょうの新聞報道を見ると、残業代ゼロ法案、労基法改正の成立を断念したという記事が出ておりますが、まだ、成立は断念しても審議入りは諦めておられないのではないかと思います。私は、この残業代ゼロ法案は審議入りすべきではないと思えます。その理由は、昨年、この厚生労働委員会で超党派で成立させた過労死防止法に違反しているというふうに私は思うからです。その理由を今からお話しさせていただきます。

今回の法案の目玉は二つ、高度プロフェッショナルと裁量労働制の拡大。高度プロフェッショナルは一千万円以上と言われております。しかし、この高度プロフェッショナルよりもより今回の残業代ゼロ法案で対象が拡大すると見込まれているのが、裁量労働制を三百万人の営業職の方やP D C Aサイクルの管理部門の方々に広げていくということです。

最初に申し上げますが、きょうは、年収要件もない、年齢要件もない、つまり、三百万円台でも四百万円台でも二十代の若者でも事実上の残業代ゼロになる裁量労働制について取り上げますが、裁量労働制に満足されている方もおられます。だから、私は全て否定するわけではありません。実際、私の知り合いでも裁量労働制でいいと言っている方、よかったという方はおられます。

ただ、過労死の家族の会や過労死に対する弁護団の方々もおっしゃっておられますが、三つの問題点があるんですね、この裁量労働制。

一つ目は、労働時間が把握できない、しにくいということ。実際、配付資料の一ページ目にもありますように、企画業務型裁量労働制、今回拡大されるものは、四二%が労働時間が把握されていません。

二番目の問題点は、労働時間が長くなりがち。これもデータで実証されておりまして、配付資料の二枚目、実際、裁量労働制の方が残業が非常に多い、こういうデータもあります。

三つ目、労災認定が受けにくい、過労死認定が受けにくい。つまり、実際、過労死したりうつ病になって労災認定を受けようと思っても、労働時間が把握されていないから認定すら受けられないということなんです。

それで、実際、ブラック企業も、残業代を払わずに長時間労働させられるということで、この裁量労働制を今後悪用するのではないかという不安も高まっております。

それで、今回出ました、先週金曜日に出た過労死防止大綱、きょうの配付資料に入れてあります。過労死防止大綱は配付資料の六ページ、七ページですが、そこでも、過労死の原因は、「長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因」。つまり、長時間労働を是正しないとだめだというのが、過労死防止法に基づく過労死防止大綱なんです。長時間労働の是正。

しかし、この裁量労働制は、今言ったように、長時間労働になりがちなんです。

また、例えば私の友達は、ことしの四月から裁量労働制になって年収が何と百万円下がった。これは実例です。こういう、もちろん残業代が事実上ほとんど出なくなって、年収が減るという問題点もあります。

さらに、営業マンは過労死が非常に多いんですね。技術職、事務職に次いで、営業マンは六十人。過労死一一〇番の統計によりますと、営業マンの過労自殺は非常に多い。ただでさえ過労自殺が多い営業マンに、今回、裁量労働制を広げていくということになるわけです。

そして、きょうの配付資料にもありますように、先日、裁量労働制の方が過労死の認定を受けられました。

塩崎大臣にお伺いします。今お話ししましたように、この裁量労働制というのは、やはり長時間労働になったり過労死がふえる、あるいは過労死認定すら受けにくい、そういうリスクが一般の働き方より高いんじゃないですか。

○塩崎国務大臣 今、長時間労働になる可能性が高いんじゃないか、過労死につながるリスクが高いんじゃないかというようなことを御質問になられたというふうに思っております。

まず、労働時間の長さにつきましては、きょう先生がお配りをいただいております二枚目の上がございませけれども、労働時間の長さは、平均的な方については、実は、今ある専門業務型の裁量労働制、それから企画業務型の裁量労働制、それと一般の方々との比較であるわけでありませけれども、これは言ってみれば、長い時間働いていらっしゃる方々、部分だけをおとりになっているように見えるわけでありませますが、平均的な方を見てみると、実はこの三つを比べてみるとそう変わらないわけです。

例えば平均時間でいきますと、専門業務型の裁量労働制だと九時間二十分、企画業務型の裁量労働制だと九時間十六分、むしろちょっと専門業務型よりも少ない。一般労働者でいきますと九時間三十七分ということで、若干、むしろ一般労働者の方が平均でいくと長い。

裁量労働制が適用されている方の一部にももちろん長時間労働の傾向があるということも、それはそのとおりであるわけでありまして、そのために、今回、この裁量労働制を新たに加えるに当たって、この法案では、健康確保のための措置というものが確実に講じられるようにする仕組みを設けていて、一番大事なのは健康ということで、長時間労働で体を傷めたりしてはいけないということございませ。

それから、長時間労働につきまして、今お配りをいただいた一枚目のところで、把握がしづらいということございませけれども、これは、労働時間の把握について、労使でみなし時間を定める裁量労働制の場合には実労働時間の把握というのがなされにくいという御指摘ではないかというふうに思うわけございませ、裁量労働制のもとで働く方でも、健康確保の前提としての把握が当然必要であるわけでありませ。

したがって、今回、この裁量労働制の対象となる方を含めて全ての働く方について、原則として、パソコンの起動時間とかあるいはタイムカードとか、客観的な方法で労働時間を把握しなければならないことを厚生労働省令

に規定することにしておりまして、これは何度か御説明をしたと思いますけれども、これに基づいて、長時間労働となった場合の医師による面接指導等を徹底してまいりたいというふうに思っております。

労災、過労死……（山井委員「委員長、長過ぎます。私の質問時間は切りがあるんですから、注意してくださいよ」と呼ぶ）

○渡辺委員長 答弁していますので、聞いてください。

○塩崎国務大臣 労災認定の御質問もあったかと思いますが……（山井委員「ちょっと長過ぎますよ、答弁が。もう結構です」と呼ぶ）

質問があったと思うのでお答えをいたしますが、労災認定のされやすさについては、労災請求がなされた場合、その方にいかなる労働時間制度が適用されていたかにかかわらず、労働基準監督署が会社建物への入退館記録や同僚等への調査を含む独自の調査を行って実労働時間を算定して対応しているわけでありますから、どういう働き方をしようとも労災認定は平等に認定の手续がとられるということをお願いしておきたいと思っております。

○山井委員 長々と答弁をして時間を潰すのはやめていただきたいと思っております。人の命がかかっている質問をしているんですからね。これは人の命がかかっている。

実際、塩崎大臣のおっしゃっていることは現実と全然違うんですよ。今言った裁判のケースでも、その次の山下さんの事例でも、過労死やあるいは脳梗塞で倒れたら、パソコンを回収されて勤務記録を全部消去される、そういうことが相次いでいるんですよ。それが今の現実なんです。

そういう中で、さらに、脇山さんという二十四歳の方も、裁量労働制で、二十四歳で過労死をされてしまわれました。若い人にもこの裁量労働制は適用をされるわけであります。

それで、塩崎大臣にお伺いしたいんですが、この裁量労働制、要は、現在、営業の方でも裁量労働制というのは適用されているんですか。あるいは、四年目以降、ほとんどの若者に裁量労働制を適用するとか、そういう大がかりな適用の仕方、そういうことは今の法律では合法なんですか。

○塩崎国務大臣 どういう方がこの対象になるかということでございますけれども、今回、特に課題解決型提案営業とか、こういう企画業務型の裁量で働いていらっしゃる方々は、制度の対象者は、企画立案を核とする、みずからの裁量で遂行できる知識や経験を有する方に法律上限定されています。

さらに、これも御案内だと思いますけれども、労使同数の委員会の決議と、それから本人の同意というものがなければいけない。加えて、これも説明をいたしました、指針でもって、少なくとも三年ないし五年程度の職務経験を経ることが必要といったことを規定しているわけです。

これらに基づいて、みずからの裁量で業務を遂行できない方が制度の対象とならないように、労働基準監督署における指導を徹底していかなければならないので、いわゆる新人がいきなり裁量労働制を若いのに強いられるということは想定を全くされているわけではないということを確認しておきたいというふうに思っております。

○山井委員 会社の名前は挙げませんが、大手企業で、例えば、今、二〇一四年の段階で六千人、企画業務型裁量労働制を適用している、そういう大手企業もあります。ここでは、入社四年目以上の総合系職員、原則入社四年目以上の専門系、技術調査系職員が裁量労働制、本社スタッフのほか、営業にも裁量労働制が適用をされているということでもあります。

塩崎大臣、現在の法律では営業は除外されていて、今度の法律で初めて営業が入ると思うんですけれども、既に営業にも使われている。入社四年目以降の多くの総合職の方に適用されているんですが、私は思うんですが、このような六千数百人、労働者全てが果たして、事業運営上の重要な決定を行う事業場において企画、立案、調査及び分析の業務に携わっていて、自己の裁量で自由に勤務しているのでしょうか。

私は、この企業がどうと言っているんじゃないんですよ。でも、こういうふうに、限定的だとおっしゃいながらも、既に非常に広がっているんですね。

だから、こういう状況を鑑みて、今回これをさらに拡大するということは、今回の法案に入っている裁量労働制の拡大で、入社四年目以降、二十五、六歳の若者とか、拡大解釈で、裁量労働制という名のもと、十分な残業代がつかない、あるいは長時間労働を強いられるということになるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○塩崎国務大臣 先生御指摘の、営業に広がっているというお話でありますけれども、よくお取り上げをいただ

いていますが、統計上の営業職従事者全体ということがよく言われるわけですが、それは全く違う。

今回は、特に課題解決型提案営業という営業は、法人である顧客の事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査、分析を行う、かつ、これらの成果を活用した商品の販売または役務の提供に係る当該顧客との契約の締結の勧誘または締結を行う業務ということであって、いわゆる店頭販売とかあるいはルートセールスとか、おっしゃるような単純な営業の方は、その業務は今回の課題解決型提案営業の対象に決してなることはないわけであって、そうした業務と組み合わせる場合は、それはこの対象にもならないということでございます。

つまり、顧客の事業の運営全体を考えた上で企画、立案、調査をするということでの課題解決型の提案営業を行う、こういう職種でございますので、かなり能力がないと、経験もないと、この対象にはなり得ないというふうに思っていただけだと思います。

○山井委員 だから、私が言いたいのは、大臣が答弁されていることと現実に起こっていることは全然違うということなんです。全然限定がかかっていないじゃないですか。既に営業の人も裁量労働制になって、厚生労働省もそれを認めているじゃないですか、このケースなんか。さらに、二万数千人の社員のうち六千人以上が裁量労働制ということでやっている事例があるじゃないですか。私が言っているのは、そこなんです。

塩崎大臣が限定的だ限定的だと言っても、拡大解釈でどんどんどんどん既に広がっているんです。私は、個別の企業がいいとか悪いとか言っているんじゃないんです。いるんですよ。だから、幾ら塩崎大臣が今回の残業代ゼロ法案は限定的だと言ったって、説得力がゼロなんです。既に今の法律の拡大解釈でどんどん広がっているんですから。

だから、そういう意味では、配付資料の一枚目にありますように、過労死問題の第一人者である川人先生、「過労自殺」という本も書いておられますが、こうおっしゃっているんですね。

配付資料の一ページ目にありますけれども、今回の法案が成立すれば、高度プロフェッショナル型の創設または企画業務型裁量労働制の拡張によって、サービス残業、違法残業が合法化され、より一層長時間労働に拍車がかかる危険が大。また、過労死が発生しても、労働時間の証明が困難なために、現在以上に労災認定を受けることが困難になる危険性がある。特に、若者への悪影響が大きい。現在、残業無制限によく使われている管理監督者は、新人、若年労働者にはなかなか適用しにくい。今回の残業代ゼロの法改正により、若者でも高度プロフェッショナルまたは裁量労働制に組み込まれやすくなり、残業規制が撤廃される危険性が大ということなんです。

そこで、塩崎大臣、今回の過労死防止大綱にもどう出ているかといいますと、この裁量労働制が問題だということで、配付資料七ページには、特出しで、調査研究、裁量労働制の状況を調査研究するとなっているんですよ。つまり、きょうの質問で言ったように、裁量労働制は過労死のリスクが高い、長時間残業になりやすい、残業代がつかなくなってお金がもらえにくくなる可能性も高い、だから、過労死防止法では、調査研究をやって過労死の原因を究明した上で対策を考えましょうと。

つまり、この裁量労働制がこれだけ深刻な問題をはらんでいるにもかかわらず、それを無視して今回の残業代ゼロ法案を審議入りするというのは、私は過労死防止法違反だと思います。

塩崎大臣、ここは、労基法改正、残業代ゼロ法案の審議入りは一旦凍結して、まずは過労死防止大綱に従って裁量労働制の実態をしっかりと調査する、そのことをやってから法改正を再度検討すべきではないですか。塩崎大臣、いかがですか。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しております。答弁は簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 今、現行の企画業務型裁量労働制とそれから専門業務型の裁量労働制のことをおっしゃっているとありますが、参考までに申し上げますと、労働者の割合を見ると、企画業務型裁量労働制というのが〇・二％、専門業務型の裁量労働制が一％ということで、かなり限定的な使われ方を今までもされてまいったところでございます。

それで、先ほど来申し上げているように、例えば企画業務型の裁量労働制というのは、事業の運営に関する事項ということでビジネスの全体を企画、立案、調査するということでもあり、今回、さらにその営業ということでもありますから、仮にそういう法律に定めていることを守らないで裁量労働制を導入している先があるとなれば、それは労働基準監督署がしっかりと厳しい指導をしなければいけないということに尽きるというふうに思います。

○渡辺委員長 山井和則君、もう終わってください。

○山井委員 もう終わりますが、塩崎大臣、言っていることが全く成り立っていないじゃないですか。こういう実態があると言っているのに、監督署が指導しますと。全然指導していないじゃないですか。

だから、拡大解釈でこういう現実があるんですから、そういう現実をまずはなくして、そしてまた、そういう実態を調査した上でこの残業代ゼロ法案はぜひ出し直す、一回撤回をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○渡辺委員長 次に、大西健介君。